

原告団計83人総額2830万円に

地裁鶴岡
口頭弁論 J A庄内みどり集団訴訟

J A庄内みどり(酒田市、阿部茂昭組合長)に販売を委託している米生産農家が

同J Aに未払い金の支払いを求めた集団訴訟の口頭弁論が22日、地裁鶴岡支部であった。21日までに酒田と遊佐町の35人が第4次と

して提訴し、原告団は計83人、請求総額は約2830万円となった。

原告側の「個別契約や合意がないままに販売代金から『直販メリット』などの名目で農家の利益を不当に差し引いた」との主張に対

し、同J A側は「契約書がなくとも理事会で決定しており、各種配布資料で通知しているため黙示の合意があった」などとし、この日はそれぞれ準備書面を提出した。裁判所は▽合意の有無▽無条件委託販売の範囲▽理事会決定の拘束力などについて双方の認識に差があると指摘し、次回11月20日に争点整理することを決めた。